

平成 24 年 12 月 14 日 判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官

平成 21 年(ワ)第 21532 号 損害賠償請求事件（以下「第 1 事件」という。）

平成 21 年(ワ)第 35476 号 損害賠償請求事件（以下「第 2 事件」という。）

口頭弁論終結日 平成 24 年 8 月 24 日

判 決

原 告

別紙原告目録 1 から 同目録 4 までに各記載のとおり

同訴訟代理人弁護士	高	池	勝	彦
同	荒	木	田	修
同	尾	崎	幸	廣
同	勝	俣	幸	洋
同	田	中	禎	人
同	山	口	達	視
同	牧	野	芳	樹
同	溝	呂	木	雄

東京都渋谷区神南二丁目 2 番 1 号

被 告	日	本	放	送	協	会
同 代 表 者 会 長	松	本	正			
同訴訟代理人弁護士	宮	川	勝			
同	高	木	裕			
同	鈴	木	知			
同	大	藤				
同	手	島	康			
同	梅	田	康			
同	宮	武	泰			

主 文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙原告目録1の原告らに対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成21年9月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、別紙原告目録2の原告らに対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成21年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、別紙原告目録3の原告らに対し、それぞれ3万円及びこれに対する平成21年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告高許月妹及び原告陳清福（別紙原告目録4）に対し、それぞれ300万円及びこれに対する平成21年11月6日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告らが、被告において制作し、平成21年4月5日に放送した「NHKスペシャル 「シリーズ JAPANデビュー」 第1回「アジアの“一等国”」と題する番組（以下「本件番組」という。）について、被告には、政治的に公平で、事実に即し、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにし、良い放送番組によって文化水準の向上に寄与し、我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つような番組を制作放送する義務があるのに、被告は、存在しなかった事実をあったかのようにねつ造し、誤った事実に基づいて批判するなど不公平な態度で本件番組を放送し、本件番組の出演者である原告高許月妹（以下「原告高許」という。）に対する取材結果を恣意的に編集し、その氏名も誤って字幕表示し、原告陳清福（以下「原告陳」という。）については、被告の取材陣に話

した内容が全く報道されず、その発言が原告高許の兄の発言と誤解されるように編集されるなど偏向した内容の本件番組を制作したと主張して、被告が上記義務に違反したことなどを理由に、不法行為又は債務不履行に基づき損害賠償を求める事案である。

1 爭いのない事実等

(1) 当事者

ア 原告高許及び原告陳は、台湾の高士村に居住するパイワン族で、原告高許は、本件番組の出演者であり、原告陳は、その声が本件番組で使用された者である。

イ 被告は、平成22年法律第65号による改正前の放送法（以下「旧放送法」という。）7条に基づき設立された、放送事業を営む法人である。

(2) 本件番組の制作

ア 被告は、平成21年が横浜開港150年、平成22年が韓国併合から100年、平成23年が太平洋戦争開戦70年、サンフランシスコ講和条約60年に当たることから、グローバルな視点で明治以降の近現代史を検証し、その歴史の中から未来へのヒントを探る番組「プロジェクトJAPAN」を企画し、平成19年6月に「ジャパンプロジェクト」を発足させてドキュメンタリー番組を制作放送する準備を始めた。

平成21年度は「横浜開港150年」に当たることから、被告は、NHKスペシャル「シリーズJAPANデビュー」で、横浜の開港から昭和20年の敗戦までの日本の歩みを描く番組を「アジア」、「天皇と憲法」、「貿易」、「軍事」の4つのテーマでシリーズを組むことで制作することとし、同シリーズ第1回目の本件番組では「アジア」をテーマにして、日本の台湾統治に関する番組を制作することとした（乙30）。

イ 本件番組の制作は、被告の従業員である濱崎憲一ディレクター（以下「濱崎」という。）と島田雄介ディレクター（以下「島田」という。）が

担当した。

ウ 被告は、平成20年8月頃に台湾南部に住むパイワン族の取材をすることを決め、同年9月、本件番組に関する取材等を行うため、日本語と中国語を解するがパイワン語は話せない台湾人である陳瑞宗に台湾における調査業務、通訳業務、取材や撮影の手配、依頼業務を委託した（乙30）。

エ 島田、カメラマン、音声マン、ドライバー（以下4名を併せて「島田ら」という。）及び陳瑞宗は、平成20年10月27日、原告陳の自宅を訪れ、許進貴及び原告高許の兄妹を取材した（乙30、証人島田、原告陳）。

オ 島田は、上記の原告高許に対する取材を日本語で行い、原告高許がパイワン語で回答した場合、原告陳が適宜原告高許の発言を日本語に通訳した（乙30、証人島田）。

(3) 本件番組の内容

本件番組は、平成21年4月5日、被告の総合テレビジョンの放送番組である「NHKスペシャル」で全4回にわたる「シリーズJAPANデビュー」と題するシリーズ番組の「第1回アジアの“一等国”」の標題で午後9時から午後10時13分まで放映された。本件番組のうち、原告高許の出演場面の内容は、次のようなものであった（甲1の1）。

ア 日英博覧会に関する説明（32分37秒から34分37秒まで）

ナレーションにより、台湾領有から15年後の明治43年（1910年）に、日本が台湾統治の成果を世界に示す絶好の機会である「日英博覧会」が、日本とイギリスの友好関係を祝う催しとしてロンドンで開催され、日本は、会場内にパイワン族の家を造り、その暮らしぶりを見せ物としたという説明、当時、イギリスやフランスは、博覧会などで植民地の人々を盛んに見せ物にしており、これが人を展示する「人間動物園」と呼ばれていて、日本はそれを真似たという説明などが流れる。

イ フランス歴史学者パスカル・ブランシャール（字幕で紹介）の映像と発言（日本語吹き替え）（34分38秒から35分26秒まで）

当時、西欧列強には「文明化の使命」という考え方があり、ヨーロッパの人々は植民地の人間を「野蛮な劣った人間」であり、彼らを「文明化させる」良いことをしていると信じており、それを宣伝する場が「人間動物園」であったこと、日本も、世界には民族の違いに基づいて階層があると考えるようになって、自らは民族の階層の頂点にあり、その下にアジアの他民族がいるとの世界観がはっきりと根づいていったことなどを述べている。

ウ 許進貴及び原告高許の紹介並びに原告高許の発言（35分27秒から37分17秒まで）

高士村の風景、日英博覧会の会場で売られていたパイワン族の写真の映像が順に流れた後、「展示された青年の息子、許進貴さん」とのナレーションが流れ、視線を下にし何かを見ている許進貴の映像と氏名、年齢の字幕が画面に映る。

その後、許進貴の隣に座った原告高許の映像に移り、同原告が笑いながら「かなしい」と述べる日本語の女性の音声が入り、笑顔の原告高許の映像が画面に映る。ナレーションにより「そして、娘の高許月さんです。」との説明が流れ、「高許月さん（79）」との字幕が表示される。

原告高許の笑顔が消えて、原告高許が手に持つ原告高許の父親の民族衣装を身につけた写真とこの写真が「父 チャバイバイ・プリヤルヤンさん」であることの字幕が映り、ナレーションにより父親の氏名チャバイバイ・プリヤルヤン及び父親が生前博覧会について子どもたちに語ることはありませんでしたとの説明が流れる。

続いて、原告高許が写真をテーブルに置き、目をしばたかせ、左手で頭部を押さえながらパイワン語で発言（以下「かなしい」との日本語の発

言を含めて「本件各発言」という。)をする映像が映り、その発言について、「悲しいね この出来事の重さ語りきれない」との字幕が表示される。原告高許のパイワン語の発言が終わると、「話しきれないそうだ。かなしいね。この話の重さね、話しきれないそうだ。言い切れない。」という原告陳の音声が流れる。原告高許のパイワン語発言が始まってから、原告陳の音声が終わるまでの間、画面上には原告高許の顔のアップの映像が流れれる。

2 争点

(1) 原告高許の請求について

ア 被告が、本件番組において、原告高許の発言を恣意的に編集し、原告高許の人格権を侵害したか(争点1)。

イ 被告が、本件番組等において原告高許の氏名を誤って表示し、原告高許の人格権を侵害したか(争点2)。

ウ 被告が、本件番組において原告高許の父親の人格権を侵害するとともに、その子である原告高許の人格権を侵害したか(争点3)。

(2) 原告陳の請求について

被告が、本件番組の取材及び放送によって、原告陳の人格権を侵害したか(争点4)。

(3) 被告と受信契約を締結していると主張する原告ら(以下「原告契約者ら」という。)の請求について

ア 被告は、原告契約者らに対し、受信契約に基づき、放送法の規定に従った放送をすべき義務を負うか(争点5)。

イ 被告は、本件番組を放送することで、原告契約者らの知る権利を侵害したとして、不法行為責任を負うか(争点6)。

(4) 被告と受信契約を締結していないと主張する原告ら(以下「原告未契約者ら」という。)の請求について

被告は、本件番組を放送することで、原告未契約者らの知る権利を侵害するとともに、原告未契約者らに、被告と受信契約を締結するよう強制されるのではないかという精神的不安を与えたとして、不法行為責任を負うか（争点7）。

(5) 外国に居住する原告ら（台湾人を除く。以下「原告外国居住者ら」という。）の請求について

被告が、本件番組の放送によって、原告外国居住者らに甚だしい人種差別的不快感を抱かせたとして、不法行為責任を負うか（争点8）。

(6) 台湾人の原告ら（以下「原告台湾人ら」という。）の請求について

本件番組が、原告台湾人らの名誉を毀損するものであるか否か（争点9）

(7) 原告高許及び原告陳を除くパイワン族の原告ら（以下「原告パイワン族ら」という。）の請求について

本件番組が、パイワン族の祖先及び原告パイワン族らの名誉を毀損するものであるか否か（争点10）。

(8) 損害（争点11）

3 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1（被告が、本件番組において、原告高許の発言を恣意的に編集し、原告高許の人格権を侵害したか）について

（原告高許の主張）

被告は、パイワン族の日英博覧会への出演を本件番組で取り上げるために、日英博覧会に出演したパイワン族の子である原告高許を取材した。島田は、原告高許に対する取材の際、まず日本が台湾を統治していた時代の一般的な話を聞いてから、「人間動物園」という言葉も「見せ物」という言葉も使わず、原告高許の父親が日英博覧会において動物扱いされたとの説明もせずに、正装した原告高許の父親の写真を見せた。原告高許は、父親の写真を見て、父親が懐かしい、愛しいという意味で「かなしい」と述べた後、パイワン語

で「何と言つたらいいか、私はわからない。お父さんは私たちに何も伝えなかつたから、分かっていることはないので、ここでは言い切れない。ただ心が痛い（懐かしい）だけ。」と発言した。

しかし、被告は、本件番組において、日英博覧会について、取材時に使用しなかつた「人間動物園」という言葉を使用し、原告高許が日英博覧会とは関係ない場面で「かなしい」と述べた場面を、「人間動物園」に関する場面に切り貼りして入れた。さらに、被告は、原告高許のパイワン語の発言について、その内容とは一致しない「悲しいね この出来事の重さ語りきれない」という字幕を表示した。被告は、原告高許の上記発言に、原告高許の意図と異なる意味を与えた。

このように、被告は、原告高許に対する取材結果を、父親が日英博覧会において動物扱いされ、差別を受けたことを悲しんでいるかのように恣意的に編集し、原告高許の人格権を侵害した。

(被告の主張)

人格権侵害を理由とする不法行為が成立するためには、単に、自身の発言を自身の意図と異なる趣旨で紹介されただけでは足りないが、原告高許は、人格権の具体的な内容について主張しない。

本件番組の取材担当者である島田は、原告高許への取材に当たり、原告高許に対し、日本の台灣統治について取材を行っていることを説明した上で、12枚のパイワン族の個人写真を提示し、これらの写真は日英博覧会におけるパイワン族の写真であること、原告高許の父親を含むパイワン族は、日本によってイギリスに連れて行かれ、日英博覧会の会場で普段の様子を見せ物にされたことを説明した。島田は、原告高許に対する取材の際、「人間動物園」という言葉を使わなかつたが、「見せ物」という言葉を使ってその趣旨を説明した。このように、島田は、原告高許に対し、原告高許の父親が日英博覧会で見せ物にされたことを説明し、原告高許はこれを理解したのである。

から、島田の説明は適切なものであった。

島田が、上記説明をした後、原告高許に対し、父親の写真を見てどう感じるか問い合わせたところ、原告高許は、「かなしい」という悲哀の意味を表す発言をした。そこで、島田が原告高許に対して「悲しいのは、何が悲しいですか。」とさらに問い合わせたところ、原告高許はパイワン語で返答し、その後に、原告陳が原告高許の発言を「話しきれないそうだ。かなしいね。この話の重さね、話しきれないそうだ。言い切れない。」と日本語に通訳した。これらの発言は一連のものである。被告は、これらの発言から島田の質問部分のみを取り除き、原告高許及び原告陳の発言はそのまま本件番組に用いたのであって、恣意的な編集はしていない。また、話の前後から、原告陳が通訳した「この話」は日英博覧会において原告高許の父親が見せ物にされたことを指していることは明らかである。したがって、被告は、原告高許のパイワン語発言の字幕として「悲しいね この出来事の重さ語りきれない」と表示した。この字幕は、原告陳の通訳と原告高許のパイワン語発言前後のやり取りをもとにしたものであり、何ら誤りはない。

また、原告高許が、「かなしい」という言葉を悲哀の意味で使用していたことは明らかである。原告高許は、被告の取材に対し、長兄の死について「かなしい」と述べるなど、日英博覧会に関する発言以外にも「かなしい」という言葉を悲哀の意味で使用していた。他方、原告高許は、被告の取材中、「懐かしい」という意味で「かなしい」という言葉を使用しなかった。原告陳も、原告高許のパイワン語での発言について、「懐かしい」と通訳せず、「かなしい」と通訳した。島田が原告陳に通訳内容を確認したところ、原告陳は自分の通訳したとおりであると答えた。

以上のとおり、島田は原告高許に対して取材の趣旨を適切に説明し、被告は原告高許の発言部分を適切に編集した。原告高許は「かなしい」という言葉を悲哀の意味で使用したのであるから、被告は、本件番組において、原告

高許の「かなしい」という発言に、原告高許の意図と異なる意味を与えていない。

(2) 争点2（被告が、本件番組等において原告高許の氏名を誤って表示し、原告高許の人格権を侵害したか）について
(原告高許の主張)

原告高許は、被告の取材を受けた際、コーディネーターの陳瑞宗に対し、自分の名前は「高許月妹」であるとはっきり伝えたが、被告は、本件番組において、原告高許の氏名を「高許月」と誤って表示した。その後、原告高許は、平成21年6月21日付けで被告に対する抗議文書にはっきりと「高許月妹」と署名、押印し、自己の氏名が「高許月妹」であることを明らかにし、日本李登輝友の会らは、同年7月24日付けの文書で原告高許の氏名の訂正を申し入れた。しかし、被告は、同月27日付けの文書でも原告高許を「高許月」と表示し、原告高許の氏名をすぐに訂正しなかった。よって、被告は、原告高許の人格権を侵害したというべきである。

(被告の主張)

他人からその氏名を正確に表示されることは、その性質上、必ずしも不法行為法によって保護されるべき十分に強固な利益ではないから、他人の氏名を不正確に表示した行為については、その行為者が個人の明示的な意思に反して殊更に不正確な表示をしたか、又は害意をもって不正確な表示をしたなどの特段の事情がない限り、不法行為になるとは評価できない。

本件において、被告が、原告高許の明示的な意思に反して殊更に不正確な表示をしたか、又は害意をもって不正確な表示をしたなどの特段の事情はない。

また、原告高許の法益は、被告に不法行為責任を発生させるほど侵害されてはいない。被告は、本件番組において、原告高許が島田の取材に応じた様子をそのまま放送したから、視聴者が原告高許を誰か別の第三者と誤認する

事態は考えられず、原告高許の氏名についての本人識別機能は制限、侵害されていない。そして、被告は、本件番組において、原告高許の氏名について本当の氏名と一文字異なる氏名を表示したのみであるから、原告高許を見知っている視聴者も、表示の誤りであることに気づき、原告高許を第三者と誤認することはない。

被告は、コーディネーターの陳瑞宗を通じて原告高許に氏名を確認し、原告高許は、陳瑞宗に対し、自らの中国語の氏名が「高許月」であると説明した。被告は、陳瑞宗に対して原告高許の氏名が「高許月」であることを口頭で複数回確認した上、電子メールでも確認をした。原告高許は、子どもの頃は日本語教育を受け、現在も普段はパイワン語で会話しており、中国語の氏名に不慣れであったから、中国語の氏名を誤って伝えたと考えるのが合理的である。したがって、被告は、原告高許から伝えられたとおりに原告高許の中国語の氏名を表示したから、原告高許の氏名を誤って表示したことについて被告の過失はない。

以上のとおり、被告が原告高許の氏名を「高許月」と表示した行為が不法行為になるとはいえない。

(3) 争点3（被告が、本件番組において原告高許の父親の人格権を侵害とともに、その子である原告高許の人格権を侵害したか）について
(原告高許の主張)

パイワン族の間では、日英博覧会への出演は良い思い出として語り継がれているのに、被告は、本件番組において、日英博覧会へのパイワン族の出演を「人間動物園」と称し、原告高許の父親が日英博覧会に出演して動物扱いされたと放送し、原告高許の父親の名誉を毀損した。被告は、さらに、原告高許を動物扱いされた者の娘として本件番組で紹介し、原告高許自身も動物扱いして、原告高許の名誉を毀損した。

(被告の主張)

被告は、本件番組において、明治43年当時、イギリスやフランスは博覧会で植民地の人々を見せ物にしており、このことが「人間動物園」と言われていたこと、同年開催された日英博覧会で日本が「人間動物園」を真似てパイワン族の暮らしづくりを見せ物としたことという歴史的事実を紹介したにすぎない。したがって、本件番組は、見せ物にされた当時のパイワン族及び原告高許の父親の社会的評価を低下させるものではないし、ましてや、現在のパイワン族及び原告高許の社会的評価を低下させるものでもない。

また、被告は、本件番組によって、原告高許に対し、社会通念上容認し得ないほどの人格攻撃を行い、原告高許の名誉感情を侵害してもいいないし、本件番組は虚偽の事実を摘示していないので、被告は原告高許の父親に対する敬愛追慕の情を侵害してもいいない。

したがって、原告高許の主張は理由がない。

(4) 爭点4（被告が、本件番組の取材及び放送によって、原告陳の人格権を侵害したか）について

（原告陳の主張）

被告は、日本による台湾統治と先住民族を批判揶揄するために本件番組を制作する意図を有しながら、台湾ロケ中は原告陳に対しては礼儀正しい態度を示した。そのため、原告陳は、原告高許に対する取材の場所として自宅を提供するなど、3日間にわたって被告の取材に協力した上、島田を日本時代にあった神社の跡地などに案内し、神社の再建が夢であるなどと話した。しかし、被告は、原告陳に対する取材内容を全く放送せず、原告陳の善意を踏みにじった。その上、被告は、原告陳を通訳として長時間利用しながら、通訳料を支払わず、本件番組において協力者としても紹介しなかった。

また、被告は、本件番組において、原告陳の名前を出演者として画面に表示せず、原告陳が原告高許のパイワン語発言を通訳した部分について、原告陳の音声を許進貴の発言であるかのように恣意的に編集し、視聴者に、兄妹

そろって父親が惨めな経験をしたことを悲しがっていると誤解させるように、事実を意図的に歪曲して放送した。

このようにして、被告は、原告陳の人格権を侵害した。

(被告の主張)

放送事業者がどのように番組を編集するかは、放送事業者の自律的判断に委ねられており、取材対象者が、当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象にはならず、例外的に、当該取材に応ずることにより必然的に取材対象者に格段の負担が生ずる場合において、取材担当者が、そのことを認識した上で、取材対象者に対し、取材で得た素材について、必ず一定の内容、方法により番組中で取り上げる旨説明し、その説明が客観的に見ても取材対象者に取材に応ずるという意思決定をさせる原因となるようなものであったときに、上記期待や信頼が法律上保護される利益になるにすぎない。

本件において、被告は、原告陳に対し、原告陳の発言を必ず本件番組中で取り上げる旨説明していない。原告陳も、日本人に対する恩返しの気持ちで被告の取材に無償で応じたと供述している。そうすると、原告陳は、被告が原告陳の発言を本件番組中で取り上げることを前提に被告の取材に協力したものではない。したがって、仮に原告陳が自身の発言が本件番組中で取り上げられると期待し、あるいは信頼したとしても、その期待及び信頼は、法的保護の対象にはならない。

また、被告は、本件番組において、原告陳が原告高許のパイワン語発言を通訳した音声をそのまま放送したのであり、許進貴の発言と誤解されるような意図的な編集をしていない。一般視聴者の見方を基準にしても、原告陳の音声は、原告高許のパイワン語発言の直後に続く日本語の音声であり、伝聞を表す用語が使われているから、原告高許のパイワン語発言を通訳したもの

であると容易に理解される。したがって、原告陳が通訳した音声が許進貴の発言と誤解されることはない。

なお、被告は、本件番組中で原告陳の映像を使わなかつたので、原告陳を本件番組において紹介しなかつた。

- (5) 争点 5（被告は、原告契約者らに対し、受信契約に基づき、放送法の規定に従った放送をすべき義務を負うか）について
(原告契約者らの主張)

被告は、原告契約者らに対し、受信契約に基づき、旧放送法 3 条の 2 第 1 項、44 条 1 項の規定に従い、政治的に公平で、事実に即し、意見が対立している問題についてはできるだけ多くの角度から論点を明らかにし、文化水準の向上に寄与し、我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つような番組を制作放送する義務（以下「本件義務」という。）を負う。

しかし、被告は、本件番組において、日英博覧会でパイワン族による生活状況を見せたことについて、パイワン族が非人道的な待遇を受けた形跡は全く見当たらないのに「人間動物園」として展示されたなどと表現している。

また、明治 31 年に台湾総督府に民生局長として赴任した後藤新平を台湾人の弾圧差別の首謀者としてのみ描き、後藤新平の功績については、樟腦産業の立て直しだけであり、台湾における農業の基幹となる米やサトウキビの増産などへの貢献には全く触れなかった。日本による台湾併合直後の台湾人による暴動とそれに対する日本軍の鎮圧については、日清戦争後における治安維持のための戦闘で決して新たな戦争ではなかつたにもかかわらず、ごく少数の偏向した学者が使っている「日台戦争」という特殊な用語を使用し、日本軍の台湾人に対する弾圧が激しいものであったことを印象付けた。

本件番組のナレーションで語られる柯德三一家の家族情報は、被告に教えられるまで柯德三は知らなかつた。被告の制作スタッフが自分たちの狙つて

いる制作意図を柯徳三にしゃべらせ、証言者自身から出た言葉であったかのように撮影し、編集し、放送するというやらせ取材で完全な放送法の違反である。

このように、被告は、やらせ取材で虚偽の事実をねつ造し、事実に反して偏向した内容の本件番組を制作し、これを放送した。したがって、被告は、本件義務に違反したというべきである。

仮に、本件義務が公法上の義務であるとしても、受信契約は、公法上と私法上の一種の混合契約と捉えるのが実態に即しており、被告は受信契約者に受信契約の締結を強制して独占性を有する代わりに、受信契約者は、被告が公共の福祉に適合する健全な放送を発信することを期待して契約締結強制に応じるのであるから、当事者の意思を合理的に解釈すれば、受信契約者の期待権を保護するためにも、本件義務について重大な違反行為があった場合には、本件義務が受信契約上の義務になると解すべきである。

(被告の主張)

放送法の定める義務は公法上の義務である。被告は、個々の受信契約者に対して、本件義務を負うものではない。

したがって、原告契約者らの主張は理由がない。

(6) 争点 6 (被告は、本件番組を放送することで、原告契約者らの知る権利を侵害したとして、不法行為責任を負うか)について

(原告契約者らの主張)

被告は、誤った内容、偏向した内容の本件番組を放送し、原告契約者らの知る権利を侵害した。したがって、被告は、同原告らに対し、不法行為責任を負う。

(被告の主張)

本件番組は誤った内容又は偏向した内容のものではない。また、原告契約者らの主張は、被告が個々の受信契約者に対して、受信契約に基づき本件義

務を負うことを前提としているが、被告はそのような義務を負わないから、同原告らの主張はその前提を欠く。

(7) 争点7（被告は、本件番組を放送することで、原告未契約者らの知る権利を侵害するとともに、原告未契約者らに、被告と受信契約を締結するよう強制されるのではないかという精神的不安を与えたとして、不法行為責任を負うか）について

（原告未契約者らの主張）

被告は、誤った内容又は偏向した内容の本件番組を放送して、原告未契約者らの知る権利を侵害した。

また、被告は、同原告らに、本件番組のような放送法違反の番組を放送する被告と受信契約を締結するよう強制されるのではないかという精神的不安を与えた。

したがって、被告は、同原告らに対し、不法行為責任を負う。

（被告の主張）

不法行為の保護法益は法的に保護される権利又は利益であることが必要で、原告未契約者らが主張するような漠然とした精神的不安なるものは不法行為の保護法益にはならない。そもそも、受信契約の締結義務は放送法に規定されているから、被告の放送を受信することのできる受信設備を設置した者が受信契約の締結を求められたくないとしても、その期待は法的に保護されない。

また、知る権利の侵害及び精神的不安に関する同原告らの主張は、被告が個々の受信契約者に対して、受信契約に基づき放送法の規定に従った放送をすべき義務を負うこと前提としているが、被告はそのような義務を負わないから、同原告らの主張はその前提を欠く。

(8) 争点8（被告が、本件番組の放送によって、原告外国居住者らに甚だしい人種差別的不快感を抱かせたとして、不法行為責任を負うか）について

(原告外国居住者らの主張)

被告は、放送法の規定に反する本件番組によって、日本人が台湾人を差別し、台湾人の一部を人間動物園に出演させて動物扱いしたと報道し、原告外国居住者らに甚だしい人種差別的不快感を抱かせた。したがって、被告は、同原告らに対し、不法行為責任を負う。

(被告の主張)

不法行為の保護法益は法的に保護される権利又は利益であることが必要で、原告外国居住者らが主張するような漠然とした人種差別的不快感なるものは不法行為の保護法益にはならない。

したがって、被告は同原告らに対して不法行為責任を負わない。

(9) 争点 9 (本件番組が、原告台湾人らの名誉を毀損するものであるか否か)
について

(原告台湾人らの主張)

被告は、本件番組によって、日本人が台湾人の祖先を人間動物園に出演させて動物扱いしたと報道し、原告台湾人らの名誉を毀損した。

(被告の主張)

被告は、本件番組において、原告台湾人らの個々の氏名を表示していない。「台湾人」に該当する者は無数にいるから、「台湾人」というだけでは、個人が特定されない。したがって、本件番組は、原告台湾人らの社会的評価を低下させるものではない。

(10) 争点 10 (本件番組が、パイワン族の祖先及び原告パイワン族らの名誉を毀損するものであるか否か) について

(原告パイワン族らの主張)

被告は、本件番組によって、日本人が高士村のパイワン族を人間動物園に出演させて動物扱いしたと報道し、パイワン族の祖先及び原告パイワン族らの名誉を毀損した。パイワン族は、日本人や中国人よりもかなり限定されて

いるので、本件番組が、同原告らを対象にしたものであることは明らかである。

(被告の主張)

被告は、本件番組において、原告パイワン族らの個々の氏名を表示していない。「パイワン族」に該当する者は無数にいるから、「パイワン族」というだけでは、個人が特定されない。したがって、本件番組は、原告パイワン族らの社会的評価を低下させるものではない。

(1) 争点 1 1 (損害)について

(原告らの主張)

ア 原告高許の損害

原告高許は、被告から人間動物園について適切な説明を受けずに、ただ父親の写真を見せられて懐かしいという意味で「かなしい」と発言したところ、同発言を悲哀の言葉としてねじ曲げられて本件番組で放送され、被告に対して強い怒りを抱いた。また、原告高許は、被告によって氏名を「高許月」と誤って表示され、直ちに訂正に応じてもらえず、精神的損害を被った。

これら原告高許の被った精神的損害は、金銭に換算すれば、300万円を下らない。

よって、原告高許は、被告に対し、300万円及びこれに対する訴状送達の日である平成21年11月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

イ 原告陳の損害

原告陳は、本件番組によって、原告陳だけでなく、パイワン族が侮辱され、貶められたと感じた。被告は、原告陳に通訳を依頼し、原告陳を3日間にわたって被告の取材に協力させたのに、コーディネーターとしても通訳としても扱わず、原告陳を無報酬の通訳であると切り捨てたため、原告

陳は、精神的損害を被った。

これらの事情に鑑みれば、原告陳の被った精神的損害は、金銭に換算すれば、300万円を下らない。

よって、原告陳は、被告に対し、300万円及びこれに対する訴状送達の日である平成21年11月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

ウ 原告契約者ら、原告未契約者ら、原告外国居住者ら、原告台灣人らの損害

原告契約者らは、被告が放送法の規定に従った放送をすることを期待して、被告との間で受信契約を締結した。しかし、被告が上記期待に反した内容の本件番組を放送したため、同原告らは、精神的損害を被った。これを金銭に換算すれば、それぞれ1万円を下らない。

原告未契約者らは、放送法違反の番組を放送する被告と受信契約を締結させられるのではないかとの精神的不安を抱えている。その精神的不安を金銭に換算すれば、それぞれ1万円を下らない。

原告外国居住者らは、日本と台灣との友好を願い、日本人の場合には日本への誇りを、外国人の場合には日本及び日本人への親愛の気持ちを抱いていたのに、本件番組により、甚だしい人種差別的不快感を抱かされた。その精神的損害を金銭に換算すれば、それぞれ1万円を下らない。

原告台灣人らは、日本との友好を願い、日本及び日本人に対して親愛の気持ちを抱いていたのに、本件番組によって名誉を毀損され、精神的損害を被った。これを金銭に換算すれば、それぞれ1万円を下らない。

よって、原告契約者ら、原告未契約者ら、原告外国居住者ら、原告台灣人らは、被告に対し、それぞれ、1万円及び別紙原告目録1の原告らについては第1事件の訴状送達の日である平成21年9月7日から支払済みまで、別紙原告目録2の原告らについては第2事件の訴状送達の日である同

年11月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

エ 原告パイワン族らの損害

原告パイワン族らは、本件番組がパイワン族の祖先の名誉を毀損するものであるだけでなく、原告パイワン族らの名誉も毀損し、人権侵害及び人種差別を容認、助長するものであると考えた。また、台湾の先住民族居住地域においては、現在も、民族舞踊や生活実演をショーとして行っている。これらの事情に鑑みれば、原告パイワン族らの被った精神的損害は、金銭に換算すれば、それぞれ3万円を下らない。

よって、原告パイワン族ら（別紙原告目録3の原告ら）は、被告に対し、それぞれ、3万円及びこれに対する第2事件の訴状送達の日である平成21年11月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

（被告の主張）

原告らの主張は争う。

第3 争点に対する判断

1 原告高許の請求について

(1) 争点1（被告が、本件番組において、原告高許の発言を恣意的に編集し、原告高許の人格権を侵害したか）について

ア 証拠（甲9の1、9の2、23の1、23の2、55、乙30、証人島田、原告陳）によれば、次の事実が認められる。

(ア) 濱崎及び島田ら本件番組の制作担当者は、調査の結果、日本が、明治43年（1910年）にロンドンで開催された日英博覧会に台湾の先住民族であるパイワン族を連れて行き、その暮らしづくりを見せ物としたという事実があったと考えるに至り、平成20年8月頃、本件番組で日英博覧会を取り上げ、パイワン族を取材することを決めた。

(イ) 濱崎及び島田は、陳瑞宗に対し、平成20年10月、日英博覧会に行ったパイワン族の子孫を探すことを依頼し、同人は、高士村に行って原告陳に会い、原告陳から、許進貴及び原告高許の兄妹の紹介を受けた。陳瑞宗は、許進貴及び原告高許が日英博覧会に行ったパイワン族の子孫であることを確認するため、原告陳とともに、許進貴及び原告高許と面談し、主に日本語で、被告が日本の台湾統治についての取材を行っていること、許進貴及び原告高許の父親の写真を見せ、同人が日本人に連れられてイギリスに行ったこと、日英博覧会の会場でその暮らしぶりをイギリス人が見たことなどを説明した（原告陳は、取材目的などの具体的な話はなかったなどと本人尋問で供述するが、陳瑞宗は本件番組に関する取材のコーディネーターであったことに照らして採用することができない。）。

(ウ) 島田は、平成20年10月27日の取材において、被告が日本の台湾統治時代の取材をしていることから始め、原告高許の家族の状況や小学生時代の話をし、その際、原告高許は、島田に対し、長兄の遺骨が自宅に戻らなかったことについて、「かなしい」と発言した。島田は、原告陳及び原告高許に対し、日英博覧会で撮影され、その会場で売られていたパイワン族の写真を見せながら100年ほど前に原告高許の父親たちパイワン族の人がイギリスに行き、日英博覧会の会場での暮らしぶりを見せていたことを説明した。原告高許は、父親からはイギリスに行ったことは聞かされたものの、日英博覧会に出演したことを聞いていないと話していた。

(エ) 原告高許は、平成21年6月13日、株式会社日本文化チャンネル桜（以下「チャンネル桜」という。）のスタッフによる取材を受け、日本語で、日英博覧会の会場で父親を撮った写真を被告からもらったこと、父母から父親がイギリスに行った話は聞いていないこと、許進貴は耳が

悪いことや近所に住んでいること、「かなしい」という言葉が「懐かしい」という意味であること、被告から「人間動物園」という言葉を聞いていないことなどを説明した。

イ 以上の認定事実及び前記第2の1の争いのない事実等に照らし、次の点を検討する。

(ア) 原告高許は、取材の際、被告は、原告高許の父親が日英博覧会において動物扱いされたとの説明をしなかったと主張する。そして、原告陳は、取材の際被告から原告高許の父親が外国で見せ物にされたとの説明を受けなかった、見せ物という言葉は出なかった、被告はパイワン族の写真については原告高許の父親であるとの説明しかしなかったと供述する。他方、被告は原告高許の父親を含むパイワン族が日英博覧会で見せ物にされたことを説明して「人間動物園」の趣旨を説明したと主張し、島田は、「人間動物園」の用語は使わなかったが博覧会の会場で普段の様子を見せ物にされたという趣旨の説明をしたと証言し、陳述書(乙30)にも記載するので、まずこの点について検討する。

前記アの認定事実によれば、陳瑞宗は、事前調査の時点で少なくとも被告が日英博覧会に出演したパイワン族の子孫を探していたことを原告陳に対して説明していたのであるから、島田の取材時に原告高許らに対し日英博覧会についての説明はあったと認められる。そもそも、島田は、日英博覧会を日本が近代国家としての国力を海外に誇示する絶好の機会としたことに意味があるとして本件番組で取り上げようとしていたのであり、台湾での取材は、日英博覧会に出演したパイワン族の子孫に対して取材をするためであったから、島田が原告高許の父親と日英博覧会との関わりについて原告高許らに何ら説明をしなければ、取材目的を達せられなかった。島田が、原告高許らに対し、その取材目的を何ら説明せず、イギリスに行ったこととも関係なくただ、原告高許の父親の写真を

見せて、それが原告高許の父親であるとの説明しかしなかったという原告陳の供述（別紙反証書の10頁）は不自然で採用することができない。また、原告陳は、島田の取材を受けた当時、「見せ物」という日本語の意味を理解していなかったと供述しているし、甲52には、原告高許の話として展示されたとかの説明は一切なかったなどの記載があるが、他方、原告高許は見せ物という日本語は意味も分からぬとの記載もあるから、島田が原告高許らに対して「見せ物」という日本語を使用して取材目的を説明したとしても、記憶に残らなかった可能性もある。

以上を総合すれば、島田から原告高許の父親が外国で見せ物にされたとの説明を受けなかったとか、見せ物という言葉は出ていないなどという原告陳の供述は採用し難い。これに対し、島田は、本件番組の制作に当たり、帝国主義の時代には博覧会で植民地の人間を展示することがしばしば行われたことなどを文献資料の記載から知って日英博覧会を取り上げるようになって台湾取材をしたのであるから、パイワン族が日英博覧会で見せ物にされたことを説明したとする島田の上記証言及び陳述書（乙30）の記載は、採用することができる。

島田が、原告高許に対し、日本が原告高許の父親を含むパイワン族をイギリスの博覧会に連れて行き、見せ物としたことを説明した上で、父親の写真を見てどう思うかと問い合わせ、原告高許が「かなしい」と述べたとの事実を認めることができる。

(イ) 次に、原告高許は、被告の取材に対し、父親が懐かしい、愛しいという意味で「かなしい」と述べたところ、被告は、原告高許が日英博覧会とは関係ない場面で「かなしい」と述べた場面を「人間動物園」に関する場面に切り貼りして入れたと主張するので、この点について検討する。

まず、原告陳は、被告の取材を受けた当時、「見せ物」という言葉の意味を理解していなかった、原告高許は原告陳よりも日本語ができない

と供述する。しかし、前記ア(エ)の認定事実によれば、原告高許は、チャンネル桜のスタッフと日本語で会話をしていることが認められる。原告陳の供述からでは、原告高許の日本語の会話能力を判断することはできないし、結局、原告高許の日本語での会話能力の程度を認めるに足りる証拠はない。原告高許は、島田の日本語による取材に対して日本語とパイワン語で回答し、原告高許は、島田に対し、父親からは日英博覧会に出演した話を聞いていないと日本語で答えている（乙30）。島田は、原告高許との間でパイワン族の日英博覧会への出演に関する話をしていたのであるから、島田において、原告高許が島田の上記説明を理解していると考えたことには相当な理由がある。

また、原告陳は、原告高許の父親の写真と日英博覧会は関係がない旨供述する。しかし、上記アの認定事実によれば、島田が原告高許に見せた原告高許の父親の写真は、日英博覧会で撮影され、会場で売られていたものであり、かつ、島田は、原告高許に対し、パイワン族が日本によってイギリスに連れて行かれ、日英博覧会の会場で見せ物にされたことを説明し、そのことに関する取材をしようとしていたのであるから、日英博覧会とは関係なく原告高許に父親の写真を見せるのは不自然かつ不合理であり、原告陳の上記供述を採用することができない。そうすると、原告高許が、日英博覧会とは関係なく父親の写真を見せられて、本件各発言に至ったとは認められない。

さらに、証拠（甲50、51）によれば、日本語の「かなしい」という言葉には「身にしみていとしい。切ないほどにかわいい。」という意味もあること、山崎豊子の小説「運命の人」においては、沖縄県宮古島市伊良部佐和田生まれの村民から聞いたとする即興歌の記述中に、「かなしゃん」という言葉が「愛しい人」という意味で使われていることが認められる。また、原告陳は、原告高許が「懐かしい」という意味で

「かなしい」と発言したと供述し、原告高許の陳述書（甲43の1、43の2）にも父親が懐かしい、愛しいなどという意味で「かなしい」と述べたとの記載がある上、上記認定事実のとおり、原告高許は、チャンネル桜の取材を受けた際、「かなしい」という言葉は「懐かしい」という意味であると答えている。しかし、「かなしい」という日本語が、上記のように懐かしい、愛しいといった意味をも有するとしても、現在は、通常の用法として、悲哀の意味を有するものとして使用されることが多いことは明らかである。加えて、上記ア(イ)の認定事実によれば、原告高許は、島田から取材を受けた際、長兄の遺骨が自宅に戻らなかつたことについて「かなしい」と発言していたのであるが、このような場面で「かなしい」との発言があれば、聞き手は、原告高許が、悲哀の意味で「かなしい」という言葉を使用したと理解するのが通常であり、島田もこの意味で理解したと認めることができる。そうすると、原告高許がチャンネル桜の取材を受けた際に、「かなしい」という言葉は「懐かしい」という意味であると答えたからといって、島田は、必ずしも、原告高許が、「懐かしい」という意味で「かなしい」と述べたと理解することはできなかつたということができる。原告高許については、本人尋問の申請がなく、「かなしい」と述べた真意を確認することができない。原告高許の陳述書（甲43の1、43の2）には、原告高許が懐かしい、愛しいという意味で「かなしい」と述べた旨の記載があるところ、仮に原告高許がそのような意味で「かなしい」と述べたとしても、上記ア(イ)のとおり、原告高許のこの発言は、島田から、日本が原告高許の父親を含むパイワン族をイギリスの博覧会に連れて行き、見せ物としたことの説明を受けた後に、日英博覧会の会場で売られていた写真を見てどう思うかを問い合わせられたことに対する返答であるから、島田は、「悲しい」という悲哀の意味で使われた言葉であると理解することもあり得る状況

にあったことができる。原告高許は、「かなしい」と発言する場面で笑顔を見せており、悲哀の感情を抱きながらも笑うこともあり得るから、島田において、原告高許の「かなしい」という言葉が、悲哀の感情を表現する意味で使用されたと理解したことにも相当の理由がある。

原告高許が父親に対する哀惜、懐旧の思いで「かなしい」と言ったことが、悲哀の意味で「かなしい」と放送されたことで原告高許のどのような権利が侵害されたのかについて、原告高許は人格権と主張するのみでその内容を明確にせず、明らかではない。証拠（乙30、証人島田）によれば、島田は陳瑞宗から原告高許とは日本語で会話をしたと聞き、また、現地取材における原告高許との会話から原告高許の日本語の能力を判断したと認めることができる。原告陳の日本語も戦前の日本語教育によるものであることや甲8にはパイワン語の日本語訳に本件番組のものとは異なる内容の記事があることに照らすと、島田がパイワン語の専門家による通訳を確保しておけば、原告高許の真意を確認することができたということはできるものの、原告高許が侵害されたと主張する権利の内容は明らかでなく、本件番組は、原告高許の発言をパイワン語の発言を含めてそのまま放送し、字幕についても後記のとおり原告陳が通訳した言葉に従って放送しているところからすると、被告が原告高許の「かなしい」に始まる一連の発言と映像を恣意的に編集したとまでは認めることができない。

以上のとおり、原告高許が日英博覧会とは関係ない場面で「かなしい」と述べたとは認められないし、原告高許において「見せ物」という日本語を理解できず、写真にある父親が懐かしい、愛しいという意味で「かなしい」と述べたとしても、島田においてその発言について「悲しい」という悲哀の意味であると解したことには相当の理由があるから、被告が、原告高許が日英博覧会とは関係ない場面で「かなしい」と述べ

た場面を「人間動物園」に関する場面に殊更に切り貼りして入れたとは認められないというべきである。

(ウ) 原告高許は、被告が、本件番組において、原告高許のパイワン語発言とは一致しない字幕を表示したと主張する。

そこで検討するに、証拠（甲1の1、乙30、証人島田）によれば、原告高許が「かなしい」と述べた後、島田が「かなしいのは何がかなしいのですか。」と更に問い合わせ、この問い合わせに対して原告高許がパイワン語の発言したこと、原告陳が、原告高許のパイワン語発言を「話しきれないそうだ。かなしいね。この話の重さね、話しきれないそうだ。言い切れない。」と日本語に通訳したことが認められる。これに対し、原告高許の陳述書（甲43の1、43の2）には、「かなしい」と述べた後、本件パイワン語発言までの間に日本統治時代の思い出話をした旨の記載があるが、日本統治時代の思い出話は、島田の取材の冒頭で既に話されたことであり、父親の日英博覧会への出演とは関係が薄い話であるから、「かなしい」と述べた直後にそのような思い出話をするというのは、話の流れとしてやや不自然といわざるを得ず、直ちに採用することはできない。

前記アの認定事実及び前記アのとおり、島田が、原告高許に日本がパイワン族を日英博覧会で見せ物にした旨説明し、父親の写真を見てどう思うか問い合わせたところ、原告高許が「かなしい」と述べ、島田が「かなしい」について更に問い合わせ、原告高許のパイワン語発言に至るのであるから、原告高許のパイワン語発言が日英博覧会への出演に関するものであると島田が理解することには、相当な理由がある。また、原告高許の陳述書（甲43の1、43の2）には、父は長生きできず、無口であつたためよく話し合ったことがなかつたことを思い、何となく泣きたいような気持ちになつて、パイワン語で「何と言えばいいか。よくわか

らない。」と述べた旨の記載があるが、原告高許のパイワン語発言前のやり取りからすれば、原告陳が通訳した「この話」が、原告高許の父親との思い出話であると島田が理解するのは困難である。

したがって、原告陳が通訳した「この話」が父親の日英博覧会への出演を指すものと理解することには相当の理由があり、被告が原告高許のパイワン語発言に付した「悲しいね この出来事の重さ語りきれない」との字幕は少なくとも原告陳の通訳には沿うものであるから、被告が原告高許のパイワン語発言と一致しない字幕を表示したとは認められない。

(エ) 被告が本件番組において、原告高許らに対する取材時に使用しなかった「人間動物園」という言葉を使用したことは争いがないところ、放送法上、放送事業者がどのような内容の放送をするか、どのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断に委ねられている。したがって、被告が本件番組において、取材時に使用しなかった「人間動物園」という言葉を使用し、原告高許の本件各発言を「人間動物園」に関する場面に入れたとしても、被告の自律的判断によるものであるから、原告高許の人格権を侵害しているとは認めることができない。

ウ 以上の検討結果を総合すれば、島田は原告高許に対して父親が日英博覧会で見せ物にされた旨説明しており、島田が原告高許の「かなしい」という発言を悲哀の意味であると解したことには相当な理由があるというべきであって、島田の問い合わせから本件各発言までの一連の流れ、原告陳の通訳内容に鑑みれば、被告が、原告高許の本件各発言を恣意的に編集して、原告高許の人格権を侵害したとまでは認められない。

(2) 争点2（被告が、本件番組等において原告高許の氏名を誤って表示し、原告高許の人格権を侵害したか）について

氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するも

のであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきであるから（最高裁昭和58年(才)第1311号同63年2月16日第三小法廷判決・民集42巻2号27頁参照），氏名を正確に表示される利益は、不法行為法上の保護を受けうる人格的な利益ではある。

しかし、氏名を正確に表示される利益は、その性質上、氏名を正確に呼称される利益等に比し、より強く保護されるべきであるとはいえるものの、氏名を他人に冒用されない権利ないし利益とは異なり、不法行為法上の利益として必ずしも十分に強固なものとまではいえないから、他人によって氏名を不正確に表示されたからといって、直ちに不法行為が成立するというべきではない。すなわち、氏名を不正確に表示する動機や原因、その不正確な表示の態様、表示する者と表示される者との個人的ないし社会的な関係などによって、不正確な表示によって受ける不利益の有無及び程度に差異があるのが通常である。したがって、氏名を不正確に表示した経緯、原因、態様等を考慮して不法行為の成否を判断する必要がある。

本件について検討すると、被告が本件番組において原告高許の氏名を「高許月」と表示したことは前記第2の1(3)ウのとおりであり、証拠（乙17, 30, 証人島田）によれば、島田は、台湾ロケ前の平成20年10月20日頃、陳瑞宗から原告高許のパイワン語の氏名、日本語の氏名及び中国語の氏名を聞き、中国語の氏名は「高許月」であると聞いたこと、島田は、原告高許に対する取材の後も、陳瑞宗に原告高許の中国語の氏名を問い合わせ、平成21年3月3日、陳瑞宗からのメールで、原告高許の中国語の氏名が「高許月」であることを確認したことが認められる。原告陳は、原告高許が島田らに対し、中国語で自身の氏名が「高許月妹」であると述べたと供述するが、島田らに氏名を尋ねられたときは、「私はハマ子です」と日本語の名前を述べたとも供述している。前記第2の1(2)オのとおり、原告高許への取材が日

本語で行われたこと、原告陳の上記供述によれば、原告高許が日本語の名前（黒崎ハマ子）を述べたと認められることからすれば、島田が、原告高許に対する取材中に、原告高許から中国語の氏名を聞いたり、中国語の氏名を使ったりしたことはなかったと認めることができる。原告陳は、被告の取材に対し、原告高許が日本語で高許月妹と言ったとか、中国語で言ったとか供述するが、発言の時期、内容が明らかでなく、採用することができない。島田が原告高許に対する取材の後、陳瑞宗に原告高許の中国語の氏名を問い合わせ、陳瑞宗から原告高許の中国語の氏名が「高許月」であるとの回答を得たことからすれば、陳瑞宗は、原告高許に対する上記取材の前後を通じて、原告高許の中国語の氏名を「高許月」であると認識していたということができる。証拠（甲47）によれば、原告高許を直接取材したチャンネル桜のジャーナリスト等も、同原告の氏名を「高許月」であると紹介し、「高」のみが氏であると考えて「高さん」と記載していることが認められ、このような事実に照らすば、仮に原告高許が島田らに対して自身の氏名が「高許月妹」であると述べたとしても、島田は原告高許の中国語の氏名をその場で正確に認識することができなかつた可能性がある。また、島田の取材に中国語を解する陳瑞宗が同席していたものの、陳瑞宗が原告高許の本当の氏名を知りながら、島田に対して故意に「高許月」と誤って伝える理由はないから、そのことも、島田が原告高許の氏名を「高許月」と誤って認識した原因となつたといるべきである。したがつて、島田は、陳瑞宗に原告高許の中国語の氏名を確認し、被告は、島田が確認した内容のとおりに原告高許の中国語の氏名を「高許月」と表示したのであり、被告が、故意に原告高許の氏名を誤って表示したとまでは認められない。

また、証拠（甲19の1、19の2、38の1、乙10、原告陳）によれば、原告高許は、原告華阿財、原告陳及び許進貴と共に、「高許月妹」との署名、押印のある平成21年6月21日付けの抗議文書を作成したこと、日

本李登輝友の会、「NHK『JAPANデビュー』」を考える国民の会、草莽全国地方議員の会及び台湾研究フォーラムが、共同で被告に対して同年7月24日付けの「NHKに対する質問と公開討論会の要請」と題する書面を送付し、原告高許の氏名は「高許月妹」ではないのか、氏名の表示が誤っていたとしたら謝罪、訂正を行うかどうか問い合わせたこと、被告は、平成21年12月17日付け第2事件答弁書において、第2事件訴状に対応して原告高許を「高許月妹」と表示し、平成22年2月16日、同月15日の本件訴訟第1回口頭弁論期日において、原告高許が自身の氏名を「高許月妹」であると認識している旨の訴状が陳述されたことを理由に、原告高許の氏名の表示を「高許月」から「高許月妹」に改めたことが認められる。このように、被告が正式に原告高許の氏名の表示を「高許月」から「高許月妹」に改めたのは、「高許月妹」との署名、押印がある上記抗議書の作成日から7か月以上経過した後の平成22年2月16日である。しかし、上記抗議書（甲19の1）には、被告に対して原告高許の氏名の表示の訂正を求める旨の記載がなく、「高許月妹」の署名の筆跡は、一見して本文並びに共同名義人である原告華阿財、原告陳及び許進貴の署名と同一であって、原告高許本人が署名したかどうか定かではなかったこと、平成21年7月24日付けの「NHKに対する質問と公開討論会の要請」と題する書面（甲38の1）は、日本李登輝友の会らが作成したもので、原告高許が作成したものではないことに鑑みれば、被告が、上記各文書の送付を受けて直ちに原告高許の氏名の表示を正式に改めなかつたとしても、不当に氏名の訂正を拒んだり、遅らせたりしたとは認められない。被告は、本件訴訟第1回口頭弁論期日で原告高許が自身の氏名を「高許月妹」と認識していることが明らかな第2事件の訴状が陳述された翌日には、原告高許の氏名の表示を改めているから、原告高許の意思を確認した後速やかに訂正に応じたといえる。

以上のとおり、本件においては、被告が原告高許の氏名を誤って表示した

ことに故意があったとは認められず、その態様が悪質であるともいえないのであって、また、被告が不当に原告高許の氏名の訂正を拒んだり遅らせたりしたとも認められないことからすれば、本件においては、被告が原告高許の氏名を誤って表示したこと及びその後の被告の対応が、原告高許の人格権を侵害するものであるとまでは認められず、不法行為が成立するとは認められない。

(3) 争点3（被告が、本件番組において原告高許の父親の人格権を侵害するとともに、その子である原告高許の人格権を侵害したか）について

原告高許は、被告が、本件番組において、日英博覧会へのパイワン族の出演を「人間動物園」と称し、原告高許の父親が日英博覧会に出演して動物扱いされたと放送し、原告高許の父親の名誉を毀損すると共に、原告高許自身も動物扱いして、原告高許の名誉を毀損したと主張する。

そこで検討するに、被告は、明治43年（1910年）当時、西洋列強が博覧会で植民地の人間の生活ぶりを見せていましたことについて、当時のドイツ人の野生動物商人であるカール・ハーゲンベックの回想録（乙25の1, 2）に1870年頃から民族の展示を動物園で行ったことが紹介されていたこと、フランスの歴史学者であるパスカル・ブランシャールの著作（乙26の1, 2）、東京大学教授の吉見俊哉（乙27）などが「人間動物園」と表現していたことを番組制作の参考とした（乙30、証人島田）。被告は、前記第2の1(3)ア及びウのとおり、本件番組において、日英博覧会について、日本がイギリスやフランスが行った「人間動物園」を真似たものであると説明し、日英博覧会に出演したパイワン族の子孫として原告高許を紹介している。このような本件番組の内容に鑑みれば、被告は、日本が日英博覧会において原告高許の父親を「人間動物園」で見せ物にしたことを過去の歴史的事実として紹介しているにすぎず、本件番組が、原告高許の父親を動物扱いしているものと解することはできないから、原告高許の父親の社会的評価を低

下させるものであるとは認められない。また、本件番組は、原告高許を日英博覧会に出演し、展示された青年の娘として紹介しているものの、上記のとおり、被告は、日本が日英博覧会において原告高許の父親を「人間動物園」で見せ物にしたことを歴史的事実として紹介しているにすぎないから、本件番組が、その子孫である原告高許を動物扱いしたと評価できるものではない。そうすると、本件番組が、原告高許の社会的評価を低下させるものであるとは認められない。

なお、上記のような本件番組の内容は、歴史的事実を被告の判断で編集し、放送したものであるが、この番組内容に対して原告らが本件訴訟で主張するような批判的な見解があることを考慮しても社会通念上許される限度を超える番組内容であるとまでは評価することもできないから、本件番組の放送が原告高許の名誉感情を侵害するものとして不法行為になるとも認められない。

したがって、争点3に関する原告高許の主張は理由がない。

(4) 小括

以上のとおり、原告高許の請求はいずれも理由がない。

2 原告陳の請求について

(1) 争点4(被告が、本件番組の取材及び放送によって、原告陳の人格権を侵害したか)について

ア 原告陳は、被告が原告陳への取材内容を全く放送せず、原告陳の善意を踏みにじったなどと主張する。

証拠(甲48の1ないし48の4、乙30、原告陳)によれば、島田らは、平成20年10月28日、原告陳に日本統治時代に高士村の集落があった場所を案内してもらい、原告陳が通っていた小学校の跡地及び日本式の神社跡を取材したこと、原告陳は、島田らに対し、神社の再建を希望している旨述べたことが認められる。被告が本件番組において原告陳へのこれらの取材内容を放送しなかったことは、被告も争っていない。

そこで検討するに、放送事業者がどのように番組の編集をするかは、表現の自由の保障の下、公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断に委ねられており、番組の編集段階における検討により最終的な放送の内容が当初企画されたものとは異なるものになったり、企画された番組自体放送に至らない可能性があることも当然のことと認識されているものと考えられることからすれば、放送事業者から素材収集のための取材を受けた取材対象者が、取材担当者の言動等によって、当該取材で得られた素材が一定の内容、方法により放送に使用されるものと期待し、あるいは信頼したとしても、その期待や信頼は原則として法的保護の対象とはならないというべきである。もっとも、当該取材に応じることにより必然的に取材対象者に格段の負担が生ずる場合において、取材担当者が、そのことを認識した上で、取材対象者に対し、取材で得た素材について、必ず一定の内容、方法により番組中で取り上げる旨説明し、その説明が客観的に見ても取材対象者に取材に応ずるという意思決定をさせる原因となるようなものであったときは、取材対象者が同人に対する取材で得られた素材が上記一定の内容、方法で当該番組において取り上げられるものと期待し、信頼したことが法律上保護される利益となり得るものというべきである（最高裁平成19年(受)第808号ないし第813号平成20年6月12日第一小法廷判決・民集62巻6号1656頁参照）。

これを本件についてみると、原告陳は、島田らの取材に応じることによりどのような負担が生じたかを主張していないし、島田らが、原告陳への取材に際し、原告陳への上記取材内容を必ず本件番組中で取り上げる旨説明したと認めるに足りる証拠はないから、原告陳が、自身への取材内容が本件番組において取り上げられるものと期待し、信頼したとしても、その期待及び信頼が法律上保護される利益になるとは認められない。

したがって、被告が原告陳への取材内容を全く放送しなかったからとい

って、原告陳に対する不法行為が成立するとはいえない。

イ また、原告陳は、被告が、原告陳が原告高許の発言を通訳した部分について、原告陳の音声を許進貴の発言であるかのように恣意的に編集したなどと主張する。

そこで検討するに、前記第2の1(3)ウのとおり、本件番組では、原告陳の音声が流れる場面では、画面中に原告高許の顔のアップの映像が流れ、原告陳の映像は流れていらない。そして、原告陳の音声が流れる前の場面では、許進貴と原告高許の兄妹を紹介する映像が流れるため、原告高許に対する取材の現場に許進貴が同席していたことは視聴者も理解できる。しかし、原告陳の音声は原告高許のパイワン語発言に続くもので、「話しきれないそうだ」という伝聞の形をとっていること、原告陳の音声が流れる場面では、原告高許の映像のみが流れ、許進貴の映像は流れないことからしても、視聴者は、原告陳の日本語の音声が原告高許のパイワン語発言の通訳であると容易に認識でき、原告陳の音声が許進貴の発言であると誤解する恐れは小さい。したがって、本件番組の内容が視聴者の誤解を招くとのとまでは認められない以上、被告が原告陳の通訳した部分を許進貴の発言であるかのように恣意的に編集したとの原告陳の主張は、その前提を欠くものであって、理由がない。

ウ さらに、原告陳は、被告が原告陳を本件番組で紹介せず、通訳料も支払わなかつたことにより、原告陳の人格権が侵害されたなどと主張する。

被告が、原告陳を本件番組の出演者としても協力者としても紹介しておらず、通訳料を支払っていないことは被告も争っていない。しかし、本件番組中で原告陳の映像は流れず、原告高許のパイワン語発言の通訳部分が放送されたにすぎないことと後記のとおり、原告陳は被告に対価を請求する気持ちがないことに鑑みれば、被告が原告陳を本件番組で紹介しなかつたことが、原告陳の人格権を無視する行為であるとまでは評価できない。

また、通訳料に関しては、原告陳は、被告に通訳料を要求する意思はなく、日本統治時代に国民学校で日本人の先生に習ったことへの恩返しの気持ちで謝礼なしで島田らの取材に協力したと供述しているから、原告陳は自主的に無償で島田らの取材に協力したと認めるのが相当である。したがって、被告が原告陳に通訳料を支払わなかったことによって、原告陳の人格権を侵害したと認めることはできない。

エ 以上とのおり、被告が、本件番組の取材及び放送によって、原告陳の人格権を侵害したとは認められない。

(2) 小括

よって、原告陳の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

3 原告契約者らの請求について

(1) 争点 5（被告は、原告契約者らに対し、受信契約に基づき、放送法の規定に従った放送をすべき義務を負うか）について

原告契約者らは、被告が、原告契約者らに対し、受信契約に基づき、旧放送法3条の2第1項、44条1項の規定に従い、本件義務を負うと主張する。

そこで検討するに、旧放送法3条は、表現の自由及び放送の自律性の保障の理念を具体化した規定で、放送番組の編集の自由を規定し別に法律で定める権限に基づく場合でなければ、他からの放送番組編集への関与は許されない。旧放送法32条1項によれば、被告の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、被告とその放送の受信についての契約をしなければならないから、受信契約者は多数にのぼり、放送番組に対する受信契約者それぞれの理解や受信契約者らの価値観は異なることは明らかである。これらに鑑みれば、個々の受信契約者の理解や価値観を基準にして、それらの者に対し本件義務を負うと解することは、被告の放送番組編集の自由を著しく制約することになる。したがって、旧放送法3条の2第1項、44条1項の定め

る被告の義務は、国民全体に対する公法上の義務であると解するのが相当である。被告が、原告契約者らに対し、受信契約に基づき本件義務を負うとは認められない。

また、原告契約者らは、公法上の義務について重大な違反行為があった場合には、公法上の義務が受信契約上の義務になるなどと主張する。しかし、上記放送法の規定内容からすれば、放送法は、被告の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に受信契約の締結を義務づけることで受信料収入を被告の財政基盤とし他からの干渉を受けずに表現の自由を確保させているというべきであるから、放送番組内容と受信料との間に私法上の対価性があると解することは困難であり、対価性を認めた明文の規定はない。また、受信契約者の理解や価値観が異なることなどからすれば、そのような受信契約者の合理的意思解釈によって私法上の義務の存在を認めることも困難であるというべきである上、そもそも、放送法に基づく被告の義務の性質が、具体的な事実関係によって変容すると解することはできないし、そのように解する法的根拠もない。

以上のとおり、争点5に関する原告契約者らの主張は理由がない。

(2) 争点6（被告は、本件番組を放送することで、原告契約者らの知る権利を侵害したとして、不法行為責任を負うか）について

原告契約者らは、「知る権利」の具体的な内容を主張しない。そもそも、受信契約者の理解や価値観はそれぞれ異なることから、本件番組の内容をどのように受け止めるかも、原告契約者らによってそれぞれ異なるはずであるのに、原告契約者らは、その個別具体的な権利侵害の態様等についても主張しない。

また、前記(1)で判断したとおり、被告は原告契約者らに対して本件義務を負わないから、原告契約者らが被告から放送法の規定に従い本件義務を尽くした放送の提供を受ける利益が、知る権利の内容となるとは認められず、同

利益が法的保護の対象になると解することはできない。

したがって、被告が、本件番組を放送することで、原告契約者らの知る権利を侵害したとは認められない。

(3) 小括

よって、原告契約者らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がない。

4 原告未契約者らの請求について

(1) 争点7（被告は、本件番組を放送することで、原告未契約者らの知る権利を侵害するとともに、原告未契約者らに、被告と受信契約を締結するよう強制されるのではないかという精神的不安を与えたとして、不法行為責任を負うか）について

原告未契約者らは、「知る権利」の具体的な内容を主張しない。そもそも、放送番組の視聴者の理解や価値観はそれぞれ異なることから、本件番組の内容をどのように受け止めるかも、原告未契約者らによってそれぞれ異なるはずであるのに、原告未契約者らは、その個別具体的な権利侵害の態様等についても主張しない。

また、前記3(1)で判断したとおり、被告は本件義務を負わないから、原告未契約者らが被告から放送法の規定に従い本件義務を尽くした放送の提供を受ける利益が、知る権利の内容となるとは認められず、同利益が法的保護の対象になると解することはできない。

したがって、被告が、本件番組を放送することで、原告未契約者らの知る権利を侵害したとは認められない。

また、原告未契約者らは、被告が同原告らに、被告と受信契約を締結するよう強制されるのではないかという精神的不安を与えたと主張するが、被告の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、被告と受信契約を締結しなければならないことは放送法の定めるところであって、同原告らが

主張する精神的不安は、法律上保護される利益であるとは認められない。

以上のとおり、被告が原告未契約者らに対し、不法行為責任を負うとは認められない。

(2) 小括

よって、原告未契約者らの主張は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

5 原告外国居住者らの請求について

(1) 争点 8（被告が、本件番組の放送によって、原告外国居住者らに甚だしい人種差別的不快感を抱かせたとして、不法行為責任を負うか）について

原告外国居住者らは、被告が本件番組によって同原告らに甚だしい人種差別的不快感を抱かせたと主張する。同原告らが主張する人種差別的不快感は、その内容が漠然としているが、仮に、被告の本件番組放送によって同原告らがそのような感情を抱いたとしても、放送法上、被告がどのように番組を編集し、放送するかは、その自律的判断に委ねられているから、そのような感情は原則として法的保護の対象とはならず、同原告らについて法律上保護される利益が侵害されたとは認められない。

以上のとおり、被告が、原告外国居住者らに対し、不法行為責任を負うとは認められない。

(2) 小括

よって、原告外国居住者らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

6 原告台灣人らの請求について

(1) 争点 9（本件番組が、原告台灣人らの名誉を毀損するものであるか否か）について

前記第2の1(3)アのとおり、本件番組には、日本が日英博覧会の会場内にパイワン族の家を造り、その暮らしぶりを見せ物としたこと、イギリスやフ

ランスの「人間動物園」を真似たことを説明する場面があるにとどまり、本件全証拠によても、本件番組において、原告台灣人らを特定し、原告台灣人らを対象とする事実を摘示した内容が存在するとは認められない。したがって、本件番組が、原告台灣人らの名誉を毀損するものであるとは認められない。また、仮に原告台灣人らが名誉感情の侵害を主張するとしても、前記1(3)のとおり、本件番組の放送が原告台灣人らの名誉感情を侵害するものとして不法行為になるとも認められない。

(2) 小括

よって、原告台灣人らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

7 原告パイワン族らの請求について

(1) 争点10（本件番組が、パイワン族の祖先及び原告パイワン族らの名誉を毀損するものであるか否か）について

前記第2の1(3)アのとおり、本件番組には、日本が日英博覧会の会場内にパイワン族の家を造り、その暮らしぶりを見せ物としたこと、イギリスやフランスの「人間動物園」を真似たことを説明する場面があるが、被告は、本件番組において、日本が日英博覧会においてパイワン族を「人間動物園」で見せ物にしたこと歴史的事実として紹介していると認めることは上記認定のとおりである。したがって、本件番組が、日英博覧会に出演したパイワン族を動物扱いし、同パイワン族らの社会的評価を低下させるものであるとは認められない。

また、上記「人間動物園」に関する場面は、原告パイワン族らを特定し、原告パイワン族らを対象とする事実を摘示した場面ではない。したがって、本件番組が、原告パイワン族らの名誉を毀損するものであるとは認められない。また、仮に原告パイワン族らが名誉感情の侵害を主張するとしても、前記1(3)のとおり、本件番組の放送が原告パイワン族らの名誉感情を侵害する

ものとして不法行為になるとも認められない。

(2) 小括

よって、原告パイワン族らの請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

8 まとめ

以上のとおり、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第39部

裁判長裁判官 小野洋一

裁判官 國分隆文

裁判官 八巻牧子